

A 共通仮設

土地改良事業等適用標準歩掛

(平成 17 年 9 月 29 日付け事調第 592 号農政部長通知) の一部改正

1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和 4 年(2022 年) 3 月 22 日以降	令和 4 年(2022 年) 5 月 19 日以降

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">A 共通仮設</p> <p>A～1000 運搬費</p> <p>1 適用範囲 質量 20 t 以上で、「A～1100 重建設機械分解・組立・輸送」に示されていない建設機械器具の搬入・搬出及び仮設材の運搬に要する費用の算出に適用する。 <u>また、工場製作に関わり、当該製作工場から現場への搬入（購入するプレキャスト P C 桁の工場から現場への搬入を含む）に要する質量が 20t 未満の運搬費用及び、質量が 20t 未満の廃棄物等の運搬費用の算出に適用する。</u></p> <p>2 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 【省略】</p> <p>3 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬 【省略】</p> <p>4 <u>質量 20t 未満の貨物自動車による運搬</u> <u>（1）20 t 未満の運搬について、貨物自動車による運搬（20 t 未満）を適用する。</u> <u>（2）積算における積載量区分</u> <u>積載量により以下のとおり区分する。</u> <u>・小型車（2 t クラス）：積載量が 2 t 以下</u> <u>・中型車（4 t クラス）：積載量が 2 t 超 4 t 以下</u> <u>・大型車（10 t クラス）：積載量が 4 t 超 10 t 以下</u> <u>・トレーラー（20 t クラス）：積載量が 10 t 超 20 t 未満</u> <u>（3）運賃割増</u> <u>深夜早朝割増及び休日割増について適用し、割増率は各々 2 割とする。</u> <u>・深夜早朝割増：運搬時間を「22～5 時」に指定する場合の割増</u> <u>・休日割増：運搬時間を「日曜祝祭日の 0～24 時」に指定する場合の割増</u> <u>（4）別途計上項目</u> <u>・積込料、取卸料、有料道路使用料、フェリー使用料等については別途計上する。</u></p>	<p style="text-align: center;">A 共通仮設</p> <p>A～1000 運搬費</p> <p>1 適用範囲 質量 20 t 以上で、「A～1100 重建設機械分解・組立・輸送」に示されていない建設機械器具の搬入・搬出及び仮設材の運搬に要する費用の算出に適用する。</p> <p>2 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 【省略】</p> <p>3 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬 【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>